

[記念座談会]

持続可能な未来へ 機構の10年と環境再生・保全への展望

独立行政法人環境再生保全機構設立10周年を記念し、機構の設立・運営に関わった方々にお集まりいただき、それぞれの立場からこの10年間の環境問題・環境行政を振り返るとともに、当機構の今後の役割や方向性についてご意見をいただきました。



出席者の皆さん(手前右より反時計回り) 小林 光氏、森島昭夫氏、梶田哲史氏、福井光彦

出席者

小林 光

慶應義塾大学 政策・メディア研究科 教授、元環境省 事務次官

梶田哲史

一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事

森島昭夫

公益財団法人日本環境協会 代表理事、地球環境基金運営委員会委員長

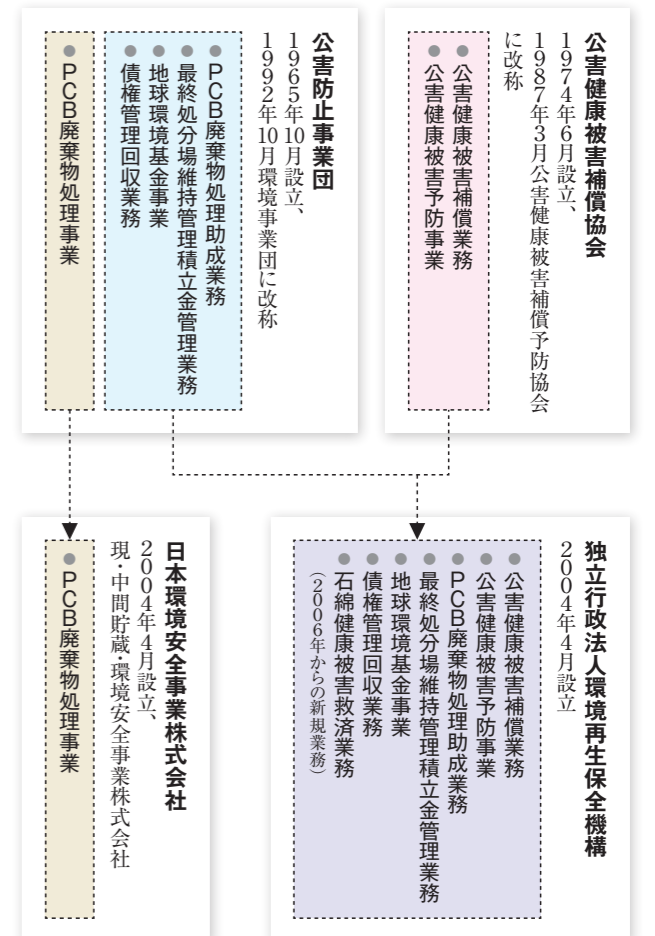
(敬称略・50音順)

福井光彦

独立行政法人環境再生保全機構 理事長

本記念座談会は2014年12月11日、東京都千代田区の経団連会館において行われました。

●環境再生保全機構など事業再編の系譜



機構が果たしてきた役割

福井

本日は環境再生保全機構設立10周年の記念座談会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。本座談会では、皆さまと当機構との関わり、この10年間における環境問題・環境行政の変化、今後の課題、そして当機構の目指すべき姿についてご意見をいただければと思います。

まず当機構の生い立ちをかつまんでご紹介しましょう。1965(昭和40)年に公害防止事業団(後の環境事業団)が設立され、続いて74(昭和49)年に公害健康被害補償協会(後の公害健康被害補償予防協会)が設

立されました。この二つの組織が2004(平成16)年に合併して独立行政法人環境再生保全機構と特殊会社の日本環境安全事業株式会社 現・中間貯蔵・環境安全事業株式会社に分かれました。公害健康被害補償予防協会では、公害による健康被害を受けられた方々に対する補償業務(以下、公害健康被害補償業務)や大気汚染による健康被害の予防事業(以下、公害健康被害予防事業)を行っていましたが、それは今も当機構で継続しています。環境事業団で行っていた民間団体による環境保全活動を支援する地球環境基金事業、PCB廃棄物処理助成業務、最終処分場維持管理積立金管理業務、債権管理回収業務は当機構で引き継ぎ、P

CBの廃棄物処理事業は日本環境安全事業株式会社(現・中間貯蔵・環境安全事業株式会社)に移行。04(平成16)年の当機構設立以降は、06(平成18)年に石綿健康被害救済業務が新しく加わったというのが全体の流れです。それでは、皆さま方と当機構との関わり、当機構に関する考えや印象をお聞かせいただければと思います。

梶田 設立10周年を迎えられ、心からお祝い申し上げます。戦後の日本社会は急速な経済発展の一方、深刻な公害問題に見舞われてきました。その後、この問題に国を挙げて取り組んだ結果、今や国際社会の中でも優等生として胸を張れるようになったわけです。こうした中で機構が公害健康被害の補償や予防、さらには石綿健康被害の救済、PCB廃棄物処理助成という課題に取り組みされていることは大変重要です。同時に地球環境基金事業などを通して地球規模の課題にも取り組まれており、機構の果たす役割を、われわれ産業界も非常に高く評価しています。

経団連として特に関わりが深いのが公害健康被害補償予防制度で、予防基金造成に当たり産業界としても最大限の協力をさせていただいた経緯があります。また毎年度の賦課料率決定の際には、補償業務と予防事業の実施状況についても率直な意見交換をさせていただいています。これに関連して二つ申し上げますと、07(平成19)年、東京大気汚染訴訟の早期解決に向け、東京都に対する予防事業として基金から60億円が取り崩さ

れたことがありました。企業や業界からは懸念する声もありましたが、こうした重要な問題については、事前に補償費用の負担者であり公害健康被害予防基金の拠出者でもある産業界と相談する機会を設けていただければよかったです。と思っています。

次に地球環境基金事業ですが、佐藤正敏・経団連自然保護協議会会長が運営委員を務めており、私も最近まで助成専門委員会に委員として参画してきました。具体的なプロジェクトへの支援は地球環境保全にとって大変有益で、今後の取り組みにも期待しています。

森島 私は、機構に再編される前の二つの組織の制度設計と運営に直接関わってきました。公害健康被害補償法をどう設計するか、環境事業団の公害防止事業の費用負担はどうあるべきかなど、行政側から関わっていたのです。機構との関係で言うと、機構設立当時、私は中央環境審議会の会長で、総合政策部会と地球環境部会の部会長も務めていたこともあり、環境省から機構の運営をみる役割に就いてほしいという話があり、地球環境基金運営委員会の委員長に就任し、今日に至っているわけです。

梶田さんがおっしゃったように、経団連は設立前から現在に至るまで機構を支えており、多大な貢献をしておられます。その機構業務に私も関与していることは大変光栄なことと思っています。現在、機構を取り巻く環境は設立当初とは変わっており、民間と直

接コンタクトを取って基金に寄付してもらうことも必要になってきました。また、最近の環境行政の流れで言うと、社会の構成員全員が持続可能な社会づくりに参加することが求められており、

その中で機構は、中軸と言うと大げさですが、各主体の仲介をしなければなりません。そういった意味で、機構としてはこれからの10年はより重要になるだろうと思います。

小林 私は、この10年間のうち7年は環境省、あとの3年は大



慶應義塾大学 政策・メディア研究科 教授

小林 光
Hikaru Kobayashi

1949年生まれ。73年慶應義塾大学経済学部卒業後、環境庁(当時)に入庁。環境管理局長、地球環境局長、大臣官房長、総合環境政策局長を経て、2009年7月より環境事務次官を務める。水俣病被害者諸団体との和解、水俣地域の再生などを先頭に立って推進。11年1月に退官し、同年4月より慶應義塾大学大学院および環境情報学部教授に就任し現在に至る。

地球環境基金の創設は、助成機関としての付加価値の向上に寄与しました。

学に所属していますが、この10年に限れば機構との直接的な関わりはなく、むしろ、もう少し前にいろいろな関係がありました。

思い出深いのは、公害防止事業団が第二次臨時行政調査会の中で話題になり、業務内容の大幅な転換を迫られたことがありますが、いろいろな意義を説明しましたが、公害防止に対するプライオリティーが低く、企業に対する助成になかなか理解が得られませんでした。例えば、代理貸しではないかと、ファイナンス効果だけではないかと言われ、かなり苦戦した覚えがあります。事業そのものに付加価値がないと、こうした助成は難しいと痛感した次第です。

もう一つは、環境事業団に地球環境基金を創設する際、環境庁(当時)の担当室長だったことです。創設には故竹下登元総理が尽力されましたが、民間人を地球サミットに連れていく、NGOに社会的な役割を果たしてもらおうなど、画期的な考えの持ち主でした。地球環境基金の創設は、助成機関としての付加価値の向上に寄与しましたし、私自身、創設に関わることで少しはお手伝いできたかなと思っています。

環境問題と環境行政の10年を振り返る

福井 ありがとうございます。皆さま方と当機構の関わりが分かったところで、次にこの10年間で環境問題や環境行政においてどのような変化があり、その特徴はどういった点

う」という姿勢が変わってきた。三つ目は、人間社会が自然と共生していくという方向性が出てきたことです。これは非常に画期的で、日本が世界の中で果たすべき役割の一つかなと思います。最後に、国際主義です。環境を守るために義務を負うにしても、環境でビジネスをするにしても、国際社会の動きと無関係ではいられなくなった。国際的な関係が強くなったというのが、四つ目のトレンドです。これらのトレンドは今後も変わることはなく、むしろ大きくなっていく。それがはっきりしてきたのが、この10年ではないでしょうか。

椋田 小林先生から環境と経済の距離が近くなったとお話がありましたが、経団連としては環境と経済をどう両立させるかが非常に大きな課題で、この10年間に焦点を当てると、三つの社会の実現を目指してきました。「低炭素社会」、「循環型社会」、そして「自然共生社会」です。国際的に見ても、産業界がこういった問題に主体的かつ積極的に取り組んでいる例はないかと思えます。

第一の低炭素社会ですが、経団連では自主行動計画を大きな柱としてやってきました。産業・エネルギー転換部門でのCO₂排出抑制については統一目標を掲げ、京都議定書の第一約束期間中に生産活動が伸びたにもかかわらず、12.1%のCO₂削減ができました。その原動力は何と云っても各業種の努力であり、その結果、CDQ(コークス乾式消火設備技術)や廃プラのケミカルリサイクル、コージェネ、コンバインドサイクル発電(ガスタービン発

にあったかななどについて、お聞かせいただけばと思います。

まず、この10年の歴史を見てみると、世界的な動向では、当機構が設立された2004(平成16)年は気候変動枠組条約のCOP10がブエノスアイレスで開催され、翌年には京都議定書が発効し、「持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」がスタートしました。10(平成22)年には、生物多様性条約のCOP10が愛知県名古屋で開催され、名古屋議定書と11(20年の新たな世界目標である「愛知ターゲット」が採択されました。さらに、12(平成24)年は第1回地球サミットから20年となる「リオ+20」の年でした。

一方、当機構として特筆すべきことは、06(平成18)年に石綿健康被害救済業務が加わったことです。さらに、地球環境基金事業にも動きがあり、08(平成20)年に若いNPOの支援を目的に「発展助成」(現:入門助成)を新設、13(平成25)年には地球環境基金が創設20周年を迎え、助成件数も4000件を突破しました。

小林 この10年は本当に変化が激しく、いろいろなことがあったと思います。そこに何を見るかですが、四つの動きについて申し上げます。二つ目は環境と経済との結合が強くなったこと。森脇先生に怒られるかもしれませんが、私は環境省にいたころから「環境で儲けて何が悪い」と言っており、環境をビジネスにしようと思っていました。

森脇 怒ってませんよ(笑)。
電と蒸気タービン発電を組み合わせた発電方式」といった革新的な技術開発が進んだわけです。循環型社会についても別途自主行動計画を作っており、産業廃棄物の最終処分量削減を統一目標にしています。現在、第3次目標の段階にあり、これは最終処分量を00(平成12)年比で65%削減、つまり3分の1ぐらいにするという目標ですが、これも既に達成しており、もう4分の1ぐらいにまで減っています。

もう二つ、自然共生社会については、92(平成4)年に「経団連自然保護基金」を作り、国内外のNGOが実施する自然保護・生物多様性保全プロジェクトを支援しています。年間約60件、累計約1200件のプロジェクトを支援してきました。生物多様性の分野では、名古屋で開催されたCOP10の前年、09(平成21)年3月に「経団連生物多様性宣言」を策定し、自然との共生を目指すと言言するとともに、具体的な行動指針を定めました。また、生物多様性は温暖化や循環型社会に比べるとまだ取り組みの裾野が狭いので、できるだけ多くの主体を巻き込むために、「生物多様性民間参画パートナーシップ」という活動も行っています。ここには、現在、510の企業・団体が参加しています。

福井 森脇先生、いかがでしょう。
森脇 この10年では、少なくとも最初の7年、つまり東日本大震災までは、エネルギーと環境、それが経済とも良い循環で結び付い

経団連の目指したのは3つの社会。
低炭素社会、循環型社会、そして自然共生社会。



小林 環境と経済の距離が近くなり、「グリーン成長(Green Growth)」という概念も生まれました。そのいい例が環境配慮契約法で、価格は高いけれど環境に良いものをという流れが定着してきた。二つ目は、民間参加というトレンドが生まれ、経済を実際に動かしている産業界や一般消費者が環境を守ろうと積極的に活動するようになったこと。

従来の「公害がなければいい」という考えではなく、「この社会をもっと良い形で持続してい



一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事

椋田 哲史
Satoshi Mukuta

1979年一橋大学商学部卒業後、経団連事務局入局。環境・技術本部長、産業第2本部長などを経て2008年常務理事、14年6月より専務理事。

ていたと思います。中央環境審議会でも申し上げましたが、経団連の自主的な取り組みを中心に、消費者の取り組み、これは十分なものではありませんでしたが、それぞれの協力を得ながら、日本は京都議定書を採用し、着々と進めてきた。ただ残念なことに、そんな日本と国際社会の動きにはズレがありました。アメリカが京都議定書から離脱し、中国はCO₂排出削減義務を課せられない

ANNEX2で、排出原単位で言えば、非常にエネルギー効率の悪い産業活動を行っていたわけですね。そのような中でも、日本は環境抑制、エネルギー効率の良い生産を続けてきた。05(平成17)年の愛・地球博では、官民を挙げてどうやってエコな社会をつくっていくかを示し、10(平成22)年の生物多様性COP10では、自然資源の持続可能な管理・利用のための「SATOYAMA(里山)イニシアティブ」を打ち出し、自然と共生するための国際

的枠組みを提言しました。少なくとも最初の7年はよくやっていた……。

福井 ところが、3・11が起きてしまった。
森脇 そう。東日本大震災は社会的に大きな問題といただけではなく、環境行政にも大きな影響を及ぼしました。私は簡単に結論を出すものではないと思うのですが、例えば原子力の問題にしても、そこで大きなブレを生じたために、エネルギー政策がまだまだもってはいけません。環境政策も、環境省も含めてまだ決まらないという状態です。極端に言う、それまで営々として築き上げてきた参加型の環境行政があつという間に崩れ、まだ整っていない。止まっている、逆行しているというよりも、何も見出せていないというのが私の印象ですね。だからこそ、機構も機構としての立場でいろいろと考えなければならぬのではないかと思えます。この10年を振り返ると、それぞれの動きは重要な意味を持って

●10年(2004~14年)の主な出来事

- **2004**(平成16) 環境再生保全機構設立 COP10(ブエノスアイレス)
- **2005**(平成17) 京都議定書発効 持続可能な開発のための教育の10年スタート クボタショック 「愛・地球博」開催
- **2006**(平成18) 石綿健康被害救済業務スタート 第三次環境基本計画
- **2008**(平成20) 北海道洞爺湖サミット 地球環境基金に発展助成(現:入門助成)を新設 地球環境基金助成件数累計3,000件突破
- **2010**(平成22) 生物多様性条約(CBD)COP10で 「名古屋議定書」「愛知ターゲット」採択
- **2011**(平成23) 東日本大震災 地球環境基金特別助成(リオ+20、東日本大震災)
- **2012**(平成24) リオ+20 生物多様性のための10年スタート 再生可能エネルギー「固定価格買取制度」スタート
- **2013**(平成25) 地球環境基金創設20周年 地球環境基金助成件数累計4,000件突破
- **2014**(平成26) 環境再生保全機構設立10周年

いたけれども、東日本大震災が環境行政にものすごく大きな負のインパクトを与えてしまった。

小林 私も「安全確保を大前提に、CO₂対策としての原発の推進を」と答弁していましたが、大変残念なことに事故が起きてしまいました。そして単に被害者としての日本だけではなく、大量の漂流物や海洋の汚染など、加害者としての日本という新しい問題も出てきました。

椋田 機構は、東日本大震災被災地域における復興支援助成を実施していますが、産業界としてもやれることは最大限支援していかうということで、被災地に対して自然をキーワードとした復興支援を環境省と協働で行っています。

環境問題のこれからの課題を考える

福井 この10年の大きな流れを総括していただきましたが、それを踏まえて、今後の課題は何か、それに対して行政や産業界、市民の各主体はどう取り組むべきか、コメントをいただければと思います。

椋田 経団連の取り組みの中心は、かつては公害問題でしたが、今は温暖化への対応に移っています。公害問題と温暖化問題は課題として異なった性格を持っており、公害が比較的地域性が強いのにに対し、温暖化は地球規模の課題であること。CO₂の抑制は経済と関係が深く、地球温暖化問題の第一人者で

ていたと思います。ただ、自主行動計画でカバーしている産業活動は確か70〜80%だったと思いますが、それ以外の分野がダメなんです。例えば、サービス業などは、CO₂排出量削減に対する取り組みが弱い面もみられる。要するに、自動車や電機といった業種は一生懸命に技術開発しているのですが、それ以外の業種が自主行動計画に関わっていないところが弱いんですね。

アメリカやヨーロッパなら法律でやれと言うのですが、私は法律家ですが法律をあまり信用していません(笑)、そうはしたくない。法律で規制すると、自主的にできるころまでやらないとは言えなくなるし、罰則をかけることも必要になります。自主行動計画というのは、他の人ができなくても、自分でできることばっかりやりなさいということですよ。その意味で、私は産業界が主体的に取り組んでいることを非常に評価しているのですが、今後の社会構造の変化を考えると、福祉などのサービス業や、製造業でも生産拠点を海外に移している企業をどう組み込んでいくか、自主行動計画の範囲をどうやって広げていくかということも考えなければなりません。

福井 主体間の連携や国際協力については、いかがでしょうか？

森 主体間連携は、言うは易しで、実際こんな難しいことはない。まず日本のNPOについて言うと、そもそもNPO同士の連携自体が不十分。それから地方公共団体は、国が

ある茅陽一先生が「茅恒等式」で示された通り、われわれが省エネをするか、エネルギーのクリーン度を高めるか、それとも生産を落とさない限りCO₂は減らせません。すぐにCO₂を削減しようとするれば、経済にとって打撃となる。逆に言えば、解決の鍵は環境技術の進展しかなく、技術革新の重要性を示唆しているのだと思います。

対策も、公害はトップダウン型、つまり有害物質の排出基準を決め、直接排出規制をかけていくことが中心でしたが、温暖化問題はボトムアップ型、つまり技術的に最大限可能な対策を積み上げて、CO₂削減に取り組んでいく方法が有効です。従って、日本が自然と経済の両立する真の環境立国を目指すには、(1)産業界の主体的な取り組み、(2)主体間連携、そして(3)地球規模で考える、この三つの視点が重要です。

福井 その三つの視点を、もう少し詳しくお話いただけますか。

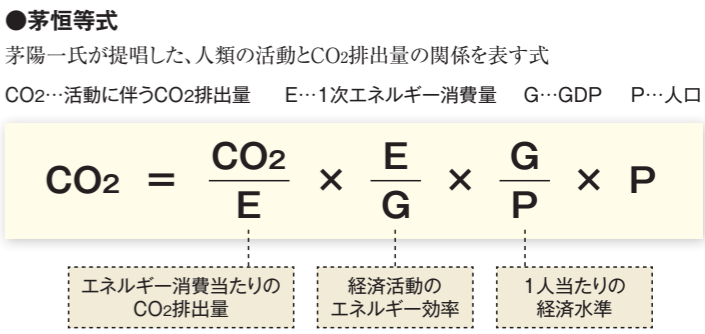
椋田 はい、まず産業界の主体的な取り組みですが、これは自主的な行動計画に従って着実にやっていくべきだと思っており、政府には規制緩和など、われわれの取り組みの後押しをお願いしたいと思います。

二つ目の主体間連携については、関係者が自らの役割を果たすということです。CO₂削減にしても、産業界にはある程度コントロールできたけれど、家庭部門の急増を抑え込めなかつたという経緯があります。産業界は技術開発を進めていくので、消費者の皆さま

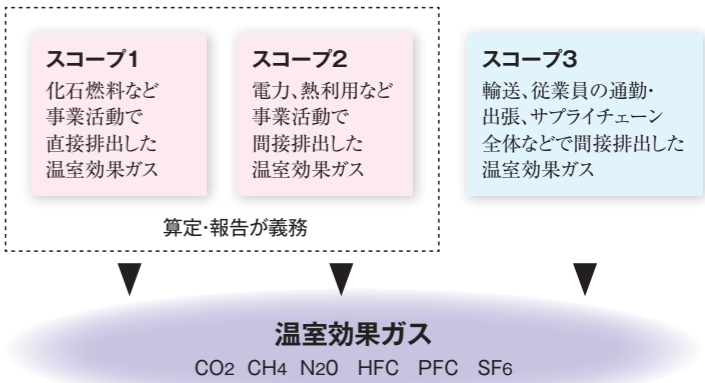
予算を出せば別ですが、そうでないと国との連携において積極的でない面も多々見受けられます。そして産業界も、大手は別としても、「お金を出してくれれば」と依頼心が出てくる。アメリカなら、「オレはオレでやるから、余計な口は出さな」と、まさに規制緩和でやります。政策を担当してきた側から言えば、非常に難しいのが主体間連携です。そこで、少し非効率ですが、子どものころから教え込むしかないのではないかと。例えば交通事故防止でも、小さいころから教えれば、渡る前にちゃんと手を挙げて横断歩道を渡ります。観念的に「連携は必要です」というても、なかなかうまくいきませんから。

地球規模での国際協力については、椋田さんのおっしゃることは全面的に賛成しますが、もう少し現実主義になる必要もあるでしょう。日本は地球規模で物事を考えようとはしますが、相手は国益を優先するので、そこにギャップが生まれる。国際協力を行う場合は、相手の国が何を考えているかを冷静に判断し、かつ現実的に対処していく必要があると思います。

小林 課題に関しては皆さんのご意見とそう差はないのですが、椋田さんがご紹介された「茅恒等式」については、さらに二つあるのかなと思っています。一つは、経済的な価値を減らしてはみんな困ってしまうので、新しい経済的価値を作らなければならぬ、ということ。もう一つ、すごいのは、掛け算になっていて協力すればするほど相乗効果が期待できるとい



●スコープ
企業活動に伴う温室効果ガス排出量の算定・報告の対象となる「範囲(スコープ)」のこと。日本の省エネ法では企業が直接排出する温室効果ガス(GHG)を「スコープ1」、間接的に排出する電力などを「スコープ2」として管理が義務付けられているが、近年、輸送や従業員の通勤・出張、さらにはサプライチェーン全体のGHG排出量など広い範囲を対象とする「スコープ3」も開示する流れが強まっている。



んには省エネ製品を買っていただきたい。また、容器包装リサイクル法に関しても、産業界は薄肉化や3Rに積極的に取り組むし消費者の皆さんはきちんと分別をすとか、簡易包装を選ぶなど、国民的な運動が必要だろうと思います。

三つ目の地球規模で考えるのですが、日本の優れた技術をアジアをはじめ、地球規模で活用し、公害対策や地球環境対策を支援していくことが重要です。特に途上国に対しては、日本には公害問題を克服してきたという実績があるので、説得力のある提案ができます。温暖化も日本の温室効果ガス排出量は

うことです。例えば先ほどの連携ですが、サプライチェーンも含めた「スコープ3」も視野に全体でCO₂を減らしていくのが大事だと思っています。森先生のご指摘の通り、それはなかなか難しいのだけれども、難しいことをやってこそ利益が出るという意味で、むしろチャンスではないかと考えています。

また、東日本大震災以降、環境行政や環境対策において先が見通せないということですが、こうした状況ではまず「何をすべ



公益財団法人日本環境協会 代表理事
地球環境基金運営委員会委員長

森 昭夫

Akio Morishima

1934年生まれ。58年東京大学法学部卒業。68年ハーバード大学ロースクール法学修士。名古屋大学法学部長、同大学院国際開発研究科長、上智大学法学部教授などを経て、中央環境審議会会長、原子力委員会委員、総合資源エネルギー調査会委員、内閣法制局参与などの要職を務める。名古屋大学名誉教授、損害保険料率算出機構前理事長、加藤・西田・長谷川法律事務所弁護士。

私は法律家ですが法律をあまり信用していない(笑)。
むしろ、自主的な取り組みを評価したい。

きか、どうしたのか」から始め、次にそのためには「どのような手段、道具を選ぶか」という順序で考えた方がいいと思います。というのも、やりたいこと（＝魅力的な目標）のためには10aの費用も出せるでしょうし、それが結局は経済を大きくすることにもつながる。安い手段や道具から考えるのではなく、やりたいことを作り出すこと、それが重要です。

**環境再生保全機構の
あるべき姿とは？**

福井 興味深い話題は尽きないのですが、最後のテーマとして、今後、環境再生保全機構の事業はどうあるべきか、何をすべきかについてご意見ご提言をいただければと思います。既に、主体間連携や新しい価値の創造、あるいは地球的規模の視点など、いろいろなキーワードが出ていますが、森島先生、いかがでしょう。

森島 機構は法律で業務範囲が決まっております、何でも自由にできるわけではありません。ですから、公害健康被害補償業務や予防事業、石綿健康被害救済業務 債権管理回収業務については、これまで通り着実に遂行していけばいい。一方、自主的な取り組みという観点から言えば、地球環境基金事業の今

後に注目しています。資金規模からすると、機構の業務の中では番小さいのですが、国内にも同じような基金はあるものの、比較するとこれだけの資金を持っているところはないだけに、取り組むべき課題も多いはずで

福井 この21年間で累計138億円、4014件の助成実績となっております。

森島 年間6億5千万円規模の助成金ですが、パツと使ってしまったら、ある意味では小さい。しかし、きちんとプライオリティーを付けて助成するならば、持続可能な社会の建設に向けて大きな効果が期待できます。

私自身、運営委員長として地球環境基金に関わって感じることは、人材育成の必要性です。NPOも最近では税制で優遇されるようになってきましたが、若い優秀な人がNPOで働くということはまだ、まだまだ人材は不足しています。それと、環境教育。今までのいわゆる環境教育の取り組みが、本当の意味で人を育てる環境教育になっているのか、私は少々疑問に思っている。ぜひ環境教育の真の専門家を育てたり、環境教育のカリキュラムを作るといことを、何年かかけてやっていただきたい。

もう一つは、今年、企業からの寄付を直接助成に充てる、いわゆる目的寄付といった仕組みを動かし始めたようですが、運用益を事業費に充てている地球環境基金自体のファンドレイジングも強化していただきたい。単にお金を下さいではなく、企業にも何らかの見返りがあるような仕組みを提案することで、寄付

な存在だと思っています。行政の施策が現場の実態を踏まえたものになるような情報発信を期待していますし、経団連としても協力できればと思います。

各論でいくつかあるのですが、一つは公害健康被害補償予防制度。繰り返しになります。が、拠出者である産業界と引き続き十分なコミュニケーションを取っていただきたい。私たちは予防基金造成に相当協力してきましたので、環境省や機構にはこのことを常に念頭に置いていただき、費用対効果を十分検討した上で、制度の有効活用を努めていただければと思います。

それから先ほどの森島先生のお話とも関連するのですが、地球環境基金としてNGOを今後ますます育てていただきたい。私も地球環境基金の助成専門委員会に出席していましたが、助成団体に常連が増えていたような印象があります。助成先として採決されなかった団体にも面白いところはあるでしょうから、助成先になれるよう、うまく育てていかげしょう。そうすることで、NGOの裾野も広がっていくと思います。

もう一つは、先ほど機構法の枠内でのお話がありました。その範囲内で結構です。で、消費者や国民に対する啓発・教育活動を推進していただきたいと思えます。環境問題に関するいろいろな情報が飛び交い、何が正しいのか、国民の間で混乱している面もあると思います。これらの情報を整理し、科学的に正しい情報をきちんと発信することによ

いかに効率的な仕事ができるか常に見直しつつ、
もっと知恵を出し工夫してやっていきたい。



を募る。機構にも企業にも環境にもメリットのある、win-win-winの仕組みを提示することが大事です。機構法の中でも、プログラムを活性化したり、柔軟に取り組みんだりすることで、多少なりとも資金を増やすことができるのではないのでしょうか。

福井 椋田さん、お願いします。
椋田 機構の役割は今後とも大きいと思います。特に環境保全の現場に近いところで活躍されているので、現場の声や実態と行政をつなぐことができる点で、貴重



独立行政法人環境再生保全機構 理事長

福井光彦
Mitsuhiko Fukui

1951年生まれ。74年一橋大学経済学部卒業後、安田火災海上保険株式会社(現・損害保険ジャパン日本興亜株式会社)に入社。92年より5年間、地球環境室初代課長。株式会社損保ジャパン常務執行役員、公益財団法人損保ジャパン環境財団専務理事、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構監事(非常勤)、損保ジャパンDC証券株式会社監査役(非常勤)などを経て、2012年より現職。

て、消費者や国民の環境問題に対する理解がしっかりと深まるような取り組みを、ぜひお願いしたい。機構の情報は正しいのだという国民の信頼の下、まずはどんな情報を発信していただくことが重要なのではないかと思っています。

福井 ありがとうございます。最後になりますが、小林先生はいかがでしょう。
小林 機構が直接取り組むべき課題かどうかは別として、少し違う視点からお話します。まず、環境をキーワードとした消費者との連携という観点です。これまでも、地産地消を進めるためにエコマネーを使った取り組みはありましたが、必ずしもうまくいっていません。そこで、環境に寄与するさまざまな技術やアイデアに対し、消費者が直接投資できるような仕組みができないか考えています。別の言い方をすれば、うまく使われていない、いわゆるタンス預金のような民間の資金を環境の方に持つてくるのができないかということですが、もちろん、公的な裏付けも必要になります。こうした大胆なスキームがあつてもいいと思います。

それから、CO₂や産業廃棄物の削減に積極的に取り組むなど環境に貢献している企業が数多くあるので、それをスゴイと褒めるだけではなく、二歩前に進めるための仕組みを検討したい。例えば、企業の環境貢献度を「社会的費用の削減効果」とか「マクロ経済の浮揚効果」などに数値化し、それを機構が第三者機関としてきちんと評価することによ

て、消費者や国民の環境問題に対する理解がしっかりと深まるような取り組みを、ぜひお願いしたい。機構の情報は正しいのだという国民の信頼の下、まずはどんな情報を発信していただくことが重要なのではないかと思っています。

●独立行政法人環境再生保全機構法

(平成十五年五月十六日法律第四十三号)
第一章「総則」、第二章「役員及び職員」、第三章「業務等」、第四章「雑則」、第五章「罰則」、そして附則からなる法律で、独立行政法人環境再生保全機構の業務内容などが規定されている。

●地球環境基金21年間の実績

